

【船橋市】端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	47,785	47,134	46,255	45,106	44,114
② 予備機を含む 整備上限台数	54,952	54,204	53,193	51,871	50,731
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	46,255	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	46,255	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100%	102%	104%
⑥ 予備機整備台数	0	0	6,938	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	6,938	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	15%	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度末に導入した1人1台端末がバッテリーの消耗や故障率の増加やスペック不足がみられるため6年が経過する令和8年度に更新を検討している。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:49,921台

(iPad:34,158台、Chromebook:15,763台)

○処分方法

・使用済端末のデータを確実に消去した上で、公共施設や福祉施設など地域での再利用について検討する。

(再利用が難しい場合は端末ごとに以下の処分を行う)

- ・iPad: (34,158台から再利用する台数を引いた数)は、製造事業者の有償売却
- ・Chromebook: (15,763台から再利用する台数を引いた数)は、資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託することを検討している

○スケジュール(予定)

令和8年4月 使用済み端末の利用検討

令和8年8月 処分事業者 選定(端末導入業者に引き取り依頼をする)

令和9年3月 使用済み端末の事業者への引き渡し(端末導入と同時に行うことを想定している)

令和9年4月 新規購入端末の使用開始